

平成17年11月25日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目21番20号
会 社 名 株式会社キャリアデザインセンター
代表者の役職名 代表取締役社長 多田 弘實
(コード番号: 2410)
問 合 せ 先 専務取締役経営企画本部長 横田 和仁
電 話 番 号 03-3560-1601
(URL <http://type.jp/ir/>)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成17年11月25日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成17年12月20日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する士気や意欲を高め、優秀な人材を確保し、長期的貢献を促進し、当社の業績と株主価値の向上を図ることを目的として、新株予約権を発行致します。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

(3) 新株予約権の目的たる株式の数

合計300株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調査の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継

される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 発行する新株予約権の総数

300個（新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数1株。ただし、(3)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(5) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、その金額が新株予約権発行日の当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた新株引受権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(7) 新株予約権行使期間

平成19年12月21日から平成24年12月20日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において当社の役員、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の継続保有を認める場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ④その他権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(9) 新株予約権の消却事由及び消却条件

- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社の新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者が(8)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を無償で消却することができる。
- ③当社はいつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成17年12月20日開催予定の当社第14回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件と致します。

以 上